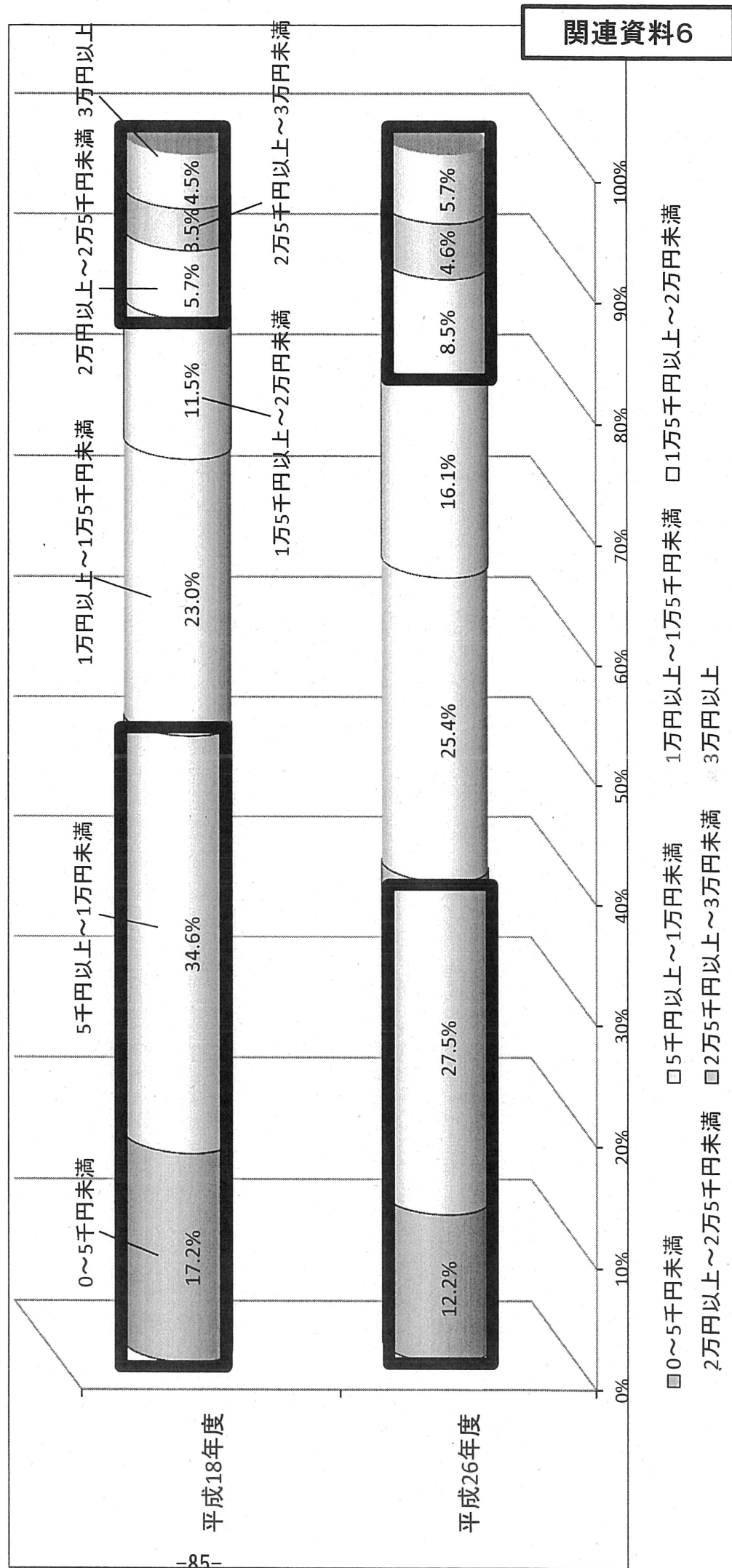


# 就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。



# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトについて（新規）

## 事業の趣旨

平成28年度予算額(案): 1.1億円

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## ＜事業のスキーム＞

厚生労働省

補助

補助率: 10/10

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

### ① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

農福連携マルシェの開催※委託による実施可

専門家の派遣等の支援※委託による実施可



障害者就労施設

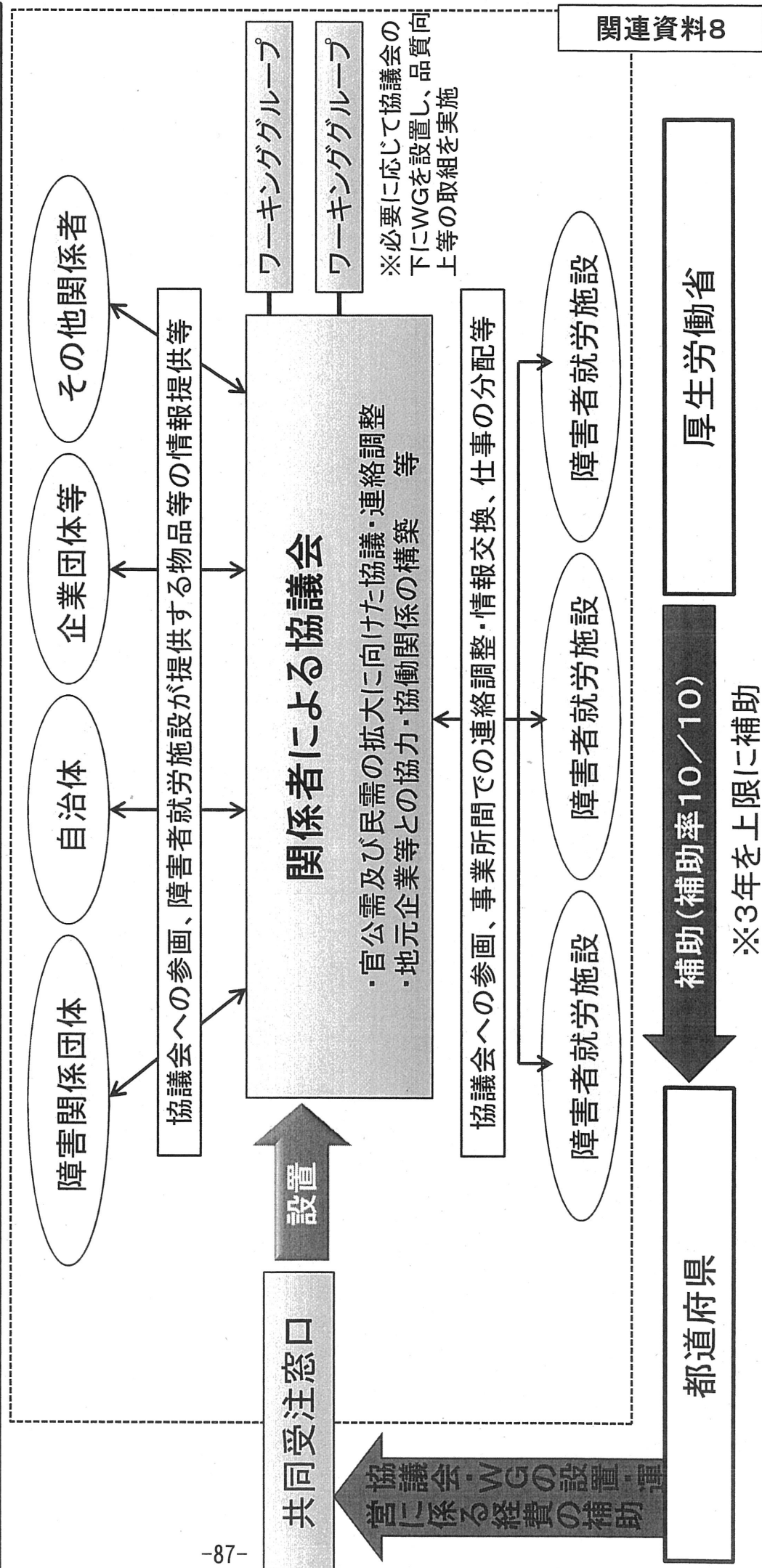
農業の取組推進⇒6次産業化  
農福連携マルシェへの参加

関連資料7



# 共同受注窓口による情報提供体制の構築

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む）。



## 9 障害者優先調達推進法について

### (1) 調達方針の策定について

障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定は、法に定められた義務となっている。

調達方針の策定状況を見ると、都道府県におかれては、全て調達方針を策定いただいている一方で、市町村及び地方独立行政法人においては、いまだ調達方針が策定されていないところがあり、都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が策定しているところもあれば、策定率が低いところもある（平成27年7月31日時点における調達方針の策定率は、市町村で79.3%、地方独立行政法人で80.2%である）。【関連資料1】

調達方針の策定は、法に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村及び地方独立行政法人に対して、調達方針の策定について周知徹底願いたい。今後も、調達方針の策定状況を定期的に把握し、厚生労働省のホームページにおいて、各都道府県の策定率の公表とともに、未策定の自治体名についても公表する予定でいるのでご承知おき願いたい。

なお、平成28年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成27年度の出納整理期間が終わる平成28年5月には策定できるよう、速やかな策定に向けて着手いただきたい。

### (2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

#### ① 平成26年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行2年目である平成26年度の都道府県における調達実績は約26億円、市町村における調達実績は約106億円であり、国等も含めた合計では約151億円と、平成25年度より約28億円増加したところである。【関連資料2】

同法第9条第5項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成27年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方

針（以下、「基本方針」という）に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表することとしていることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

## ② 全庁的な取組の推進について

平成 26 年度の調達実績は、全体で約 151 億円であり、平成 25 年度から約 28 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体や実績が低い自治体も散見されるところである。

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

なお、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトを開設したので、管内の市町村や事業所など、幅広く周知いただくとともに、発注にあたり積極的に活用いただきたい。【関連資料 4】

## ③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度の工賃向上計画支援事業に係る特別事業において、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制の構築に向けた予算を確保しているので、官公需だけでなく民需も含めた障害者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進が図られるよう、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等に

ついて、地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているので、参考にさせていただきたい。

#### ④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品や防災用品の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられる。

厚生労働省のホームページにおいて、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例を掲載しているので、参考にさせていただくとともに、各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

なお、小型電子機器の回収・解体等、廃棄物の処理に当たる行為を実施させる場合には、許可等の観点から廃棄物関係の部署と事前に十分調整いただきたい。

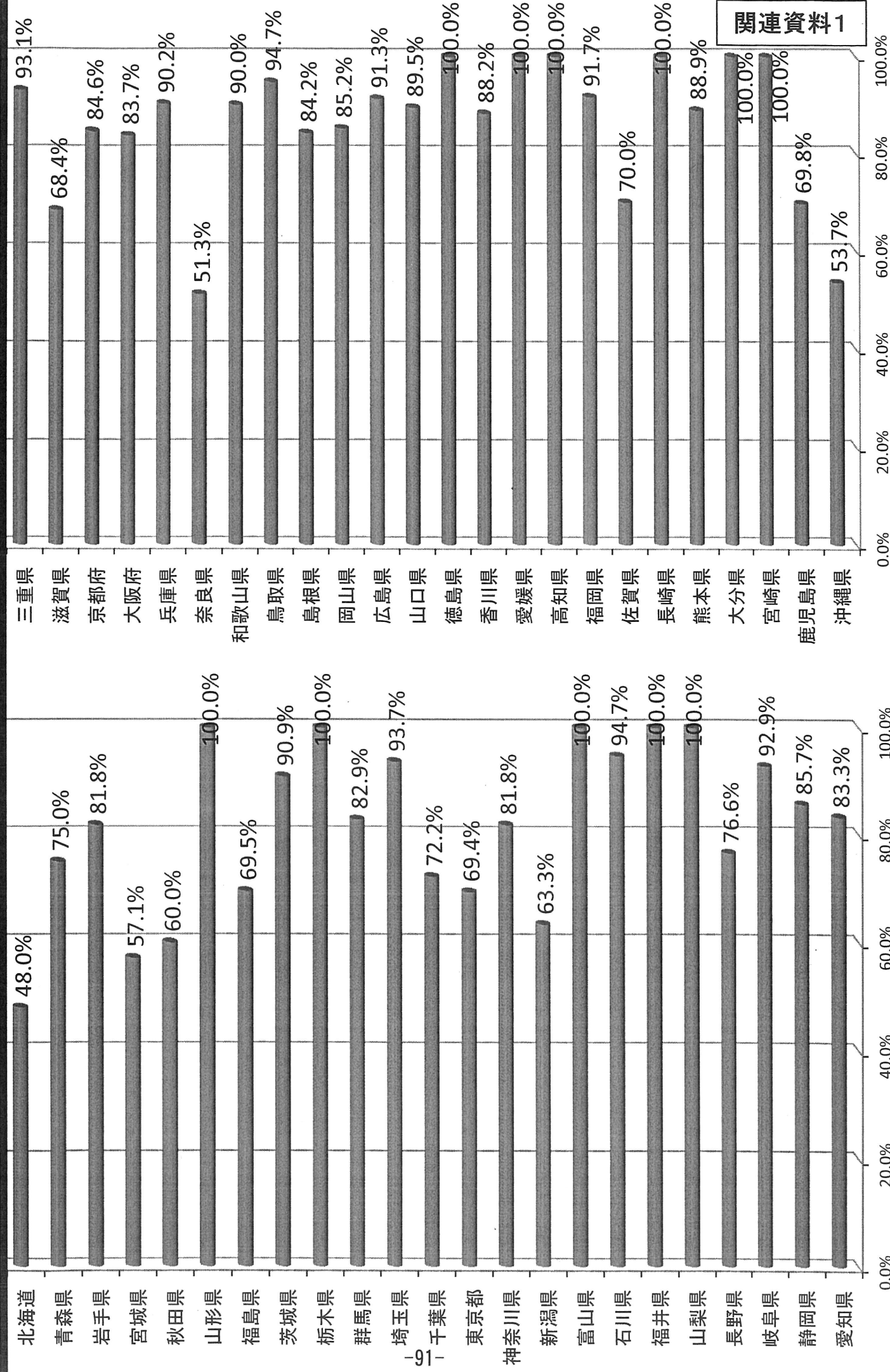
(参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた取組事例集)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

# 市区町村の平成27年度調達方針策定状況(平成27年7月31日時点)

全国平均79.3%

関連資料1



# 障害者就労施設等からの調達実績

|          | 平成25年度  |          | 平成26年度  |          | 増減      |         |
|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|
|          | 件数      | 金額       | 件数      | 金額       | 件数      | 金額      |
| 各府省庁     | 2, 628  | 5. 6億円   | 4, 491  | 6. 4億円   | 1, 863  | 0. 8億円  |
| 独立行政法人等  | 3, 062  | 6. 9億円   | 4, 474  | 8. 2億円   | 1, 412  | 1. 3億円  |
| 都道府県     | 14, 596 | 21. 4億円  | 18, 368 | 25. 9億円  | 3, 772  | 4. 6億円  |
| 市町村      | 43, 481 | 86. 6億円  | 57, 974 | 106. 1億円 | 14, 493 | 19. 5億円 |
| 地方独立行政法人 | 1, 150  | 2. 5億円   | 3, 751  | 4. 7億円   | 2, 601  | 2. 2億円  |
| 合 計      | 64, 917 | 123. 0億円 | 89, 058 | 151. 3億円 | 24, 141 | 28. 3億円 |

関連資料2

※四捨五入の関係で、合計が合っていないところがある。

公表フォーマット(参考例)

平成27年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

| 調<br>達<br>先                                                     | 物 品             |           |             |           |           |           |                 |           |     |           | 役 務     |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           | 合 計<br>(物品+役務) |           | うち<br>随意<br>契約 |           |                |           |                |           |  |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|--|
|                                                                 | ①<br>事務用品<br>書籍 |           | ②<br>食料品・飲料 |           | ③<br>小物雑貨 |           | ④<br>その他の<br>物品 |           | 物品計 |           | ①<br>印刷 |           | ②<br>クリーニング |           | ③<br>清掃・<br>施設管理 |           | ④<br>情報処理<br>テープ起こし |           | ⑤<br>飲食店等<br>の運営 |           | ⑥<br>その他の役務    |           | 役 務 計          |           | 合 計<br>(物品+役務) |           | うち<br>随意<br>契約 |           |  |
|                                                                 |                 |           |             |           |           |           |                 |           |     |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
|                                                                 | 件数              | 金額<br>(円) | 件数          | 金額<br>(円) | 件数        | 金額<br>(円) | 件数              | 金額<br>(円) | 件数  | 金額<br>(円) | 件数      | 金額<br>(円) | 件数          | 金額<br>(円) | 件数               | 金額<br>(円) | 件数                  | 金額<br>(円) | 件数               | 金額<br>(円) | 件数             | 金額<br>(円) | 件数             | 金額<br>(円) | 件数             | 金額<br>(円) | 件数             | 金額<br>(円) |  |
|                                                                 |                 |           |             |           |           |           |                 |           |     |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
| 就労継続支援A型<br>就労継続支援B型<br>生活介護<br>障害者支援施設<br>地域活動支援センター<br>小規模作業所 |                 |           |             |           |           |           |                 | 0         | 0   |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
|                                                                 |                 |           |             |           |           |           |                 |           |     |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
| 共同受注窓口                                                          |                 |           |             |           |           |           |                 | 0         | 0   |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
|                                                                 |                 |           |             |           |           |           |                 |           |     |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
| 特例子会社<br>重度多数雇用事業所<br>在宅就業障害者<br>在宅就業支援団体                       |                 |           |             |           |           |           |                 | 0         | 0   |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
|                                                                 |                 |           |             |           |           |           |                 |           |     |           |         |           |             |           |                  |           |                     |           |                  |           |                |           |                |           |                |           |                |           |  |
| 計                                                               | 0               | 0         | 0           | 0         | 0         | 0         | 0               | 0         | 0   | 0         | 0       | 0         | 0           | 0         | 0                | 0         | 0                   | 0         | 0                | 0         | 0              | 0         | 0              | 0         | 0              | 0         | 0              | 0         |  |

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

## 地方公共团体等

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。  
※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

## 分類例

## 【物品・役務の品目分類例】

|        | 品目           | 具体例                                                                               |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 物<br>品 | ①事務用品・書籍     | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など                                                          |
|        | ②食料品・飲料      | パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など                                       |
|        | ③小物雑貨        | 衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など |
|        | ④その他の物品      | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品                           |
| 役<br>務 | ①印刷          | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷                                                 |
|        | ②クリーニング      | クリーニング、リネンサプライ など                                                                 |
|        | ③清掃・施設管理     | 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など                                                     |
|        | ④情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など                                               |
|        | ⑤飲食店等の運営     | 売店、レストラン、喫茶店 など                                                                   |
|        | ⑥その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など                   |

## 【調達先の分類】

|   |              |                                                                                |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| a | 就労継続支援A型・B型  | 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。    |
|   | 就労移行支援       | 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。      |
|   | 生活介護         | 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。 |
|   | 障害者支援施設      | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)                       |
|   | 地域活動支援センター   | 障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。                          |
|   | 小規模作業所       | 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。         |
| b | 共同受注窓口       | 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。                                       |
| c | 特例子会社        | 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。                     |
|   | 重度障害者多数雇用事業所 | 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。                                        |
|   | 在宅就業障害者      | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。                                                |
|   | 在宅就業支援団体     | 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。                                                        |

# 全国共同受注窓口サイトの開設

<http://japan.nice-heart-net.jp>

関連資料4

